

## 重要な環境課題の特定方法

- ✓ ここでは、重要な環境課題の特定方法について基本的な知識を必要とする事業者・ステークホルダーに対し、一般的な知識の要約や事例を提供します。
- ✓ 事業者が、この解説の内容に準じて重要な環境課題を特定することは可能ですが、そうするかどうかは事業者が自ら判断することです。
- ✓ なぜなら、どのような環境課題が重要な環境課題に該当するかは、業種、業態、規模、バリューチェーンの態様等によって、事業者ごとに異なるため、こうした事情に一番精通しているのは事業者自身といえるからです。
- ✓ どのような特定方法を採用すればよいかについても、完全に事業者の裁量に任されています。自らの能力の範囲で、重要な環境課題ができるだけ適切に特定できると思えるような方法を立案しましょう。なお、その方法が実際に適切かどうかについては、その特定方法を対外的に報告して、ステークホルダーの見解を得たり、同業他社と比較したりすること等によって、評価・改善することができます。

### (1) 概要

- ✓ 重要な環境課題の特定にどのような方法を採用すべきかを考えるにあたって、まず重要な環境課題の「重要な」という言葉の意味を明らかにする必要があります。
- ✓ 「重要な」とは、ある環境課題の重要性が一定の水準以上に高いことを意味しています。これがどのような状態を指すのかを知るために、1)「重要性」の意味と、2)「一定の水準」とはどの程度の水準なのか、を考えなくてはなりません。
- ✓ 「重要性 (materiality)」は、元々、有用な財務情報が具備すべき情報の品質特性に関する会計用語ですが、非財務報告（環境報告を含む）の分野では、英語をそのまま原語読みして「マテリアリティ」と呼ぶことが多いので、この解説書でもマテリアリティという用語に統一して説明します。

#### 1) マテリアリティとは

- ✓ 解説書本文の「環境報告の考え方 3. 環境報告の情報特性」で説明しているように、「利用者の意思決定に影響を与える情報」のことを「マテリアリティのある情報」と呼んでいます。
- ✓ 近年は、IIRC 国際統合報告フレームワーク、ISO 26000、GRI スタンダード等の非財務報告に関連する様々な報告・行動枠組みでも、「マテリアリティ」の考え方が頻繁に使われています。それらは、いずれも、組織が取り組むべき報告や行動の対象となる事項を、どう選ぶのか、という選択基準として説明されることが一般的です。
- ✓ しかし、それぞれの報告・行動枠組みごとに、その表現は微妙に異なっており、これがマテリアリティの意味をわかりにくくしている原因のひとつになっています。
- ✓ これは、各報告・行動枠組みが想定する「意思決定を行う情報の利用者」が微妙に異なっていることが背景にあります。例えば、IIRC 国際統合報告フレームワークでは、組織の価値創造に関する情報に関心がある財務資本の提供者を主な情報の利用者として想定しているのに対して、GRI スタンダードでは、組織が経済、環境、社会に与えるインパクトに関する情報に関心がある様々

なステークホルダーを主な情報の利用者として想定しています。これらに関する詳細は、ここでは説明しませんが、(4)「参照できる文献類」等を利用して、確認することが可能です。

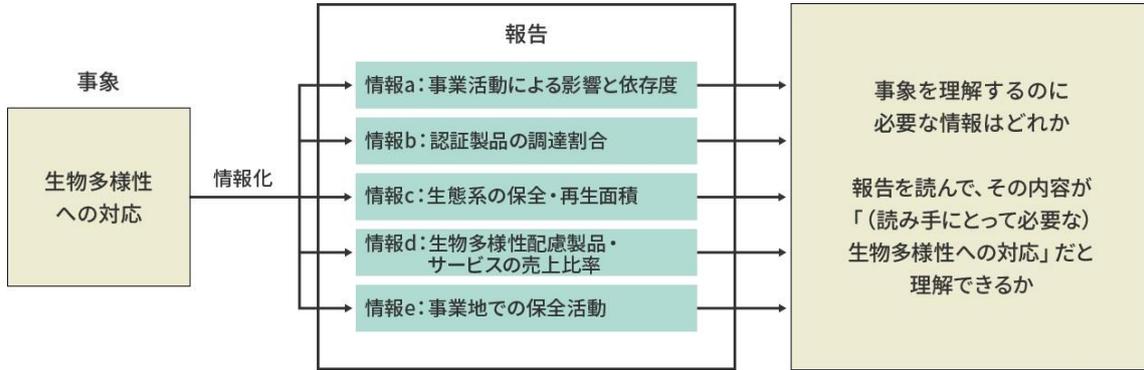
- ✓ 各報告・行動枠組みで表現上に違いがあるとしても、マテリアリティの意味する内容という点で、それらの基本的な考え方は同じです。それは、それぞれの報告・行動枠組みの目的を達成するために、1) 不可欠な事項を全て選択する、ということです。報告枠組みの場合には、それらの選択事項を、2) 誤りなく伝える、という要請がさらに加わります。
- ✓ これを、報告という行為で考えると、報告対象となる事象を情報に変換して読者に伝え、読者がそれらの情報から報告対象を正しく理解できるようにすることが目的なので、それを達成するのに不可欠な情報がマテリアリティのある情報ということになります。
- ✓ どのような事象が報告対象となるのであれ、マテリアリティの有無によって情報を選択することが必要なので、マテリアリティのある情報は漏れなく報告に含めなければなりません。
- ✓ マテリアリティのある情報を漏れなく報告することについて、「半熟たまご」を報告対象とする場合で考えてみると、半熟たまごという事象を表現するのに不可欠な情報群が、マテリアリティのある情報セットとなり、報告すべき情報になります。図表の情報 A（茹でた鶏卵）、情報 B（黄身は半熟）、情報 E（白身は固い）は、一般的な半熟たまごを想起するのに不可欠な情報ですが、情報 C（新鮮な鶏卵）や情報 D（殻は白色）は必ずしも必要ではありません。この場合、マテリアリティのある情報セットは、情報 A+情報 B+情報 E ということになります。

図表 1 マテリアリティのある情報セット：事例 1



- ✓ 次に、「事業者による生物多様性への対応」を報告対象とする場合で考えてみましょう。例えば、長期的な企業価値創造に関心のある投資家にとっては、図表の情報 a（事業活動による生物多様性への影響と依存度）、情報 b（認証製品の調達割合）、情報 d（生物多様性配慮製品・サービスの売上比率）は、事業者がさらされている生物多様性リスクの程度やマネジメントの適切性、事業機会への取組成果等を理解するのに不可欠な情報です。一方で、事業活動による地域生態系への影響や生物多様性の保全に関心のある環境保護団体や地域住民等にとっては、情報 c（生態系の保全・再生面積）や情報 e（事業地での保全活動）が不可欠な情報となるでしょう。
- ✓ このように、マテリアリティのある情報セットは、情報の利用者によって異なる場合があるため、それにふさわしい媒体を通じて、提供する必要があります。

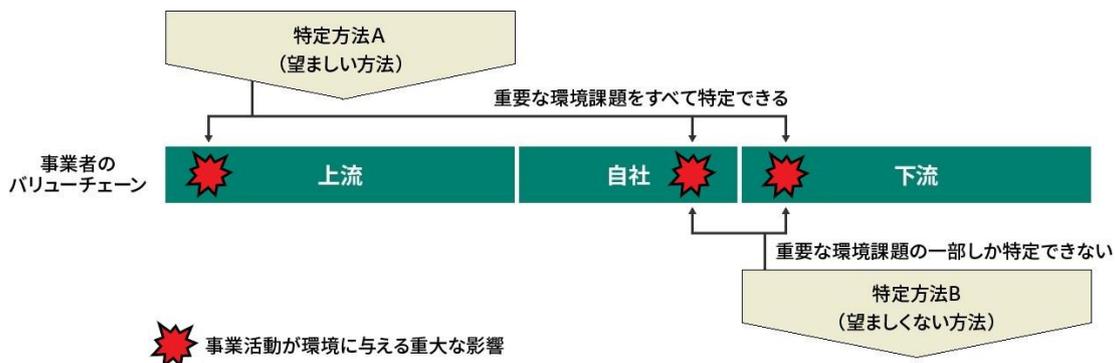
図表 2 マテリアリティのある情報セット：事例 2



## 2) マテリアリティ判断の必要性

- ✓ 環境報告は、「事業活動が、直接的・間接的に環境に与える重大な影響を適正に報告する」ことが目的ですが、その目的を達成するために、事業者は、事業活動が直接的・間接的に環境に与える重大な影響を全て特定して、それらを報告しなければなりません。これが「重要な環境課題」です。
- ✓ 例えば、自社での生産に化石燃料起源のエネルギーを多用する製造業の場合、気候変動は重要な環境課題であり、環境報告に含めなければなりません。それを報告しないと、事業活動が直接的に環境に与えている重大な影響をステークホルダーに伝えないことになり、環境報告の目的を達成できません。
- ✓ 電気機器を製造販売する製造業では、生産段階よりも販売製品の使用段階でエネルギーをたくさん消費する傾向があります。このような状況では、生産段階の温室効果ガス排出量よりも、販売製品の温室効果ガス排出量にマテリアリティが生じ、それを報告する必要性が高まります。いわゆるスコープ3情報です。また、一般に金融業のオフィスでは、エネルギーを多消費しないので、気候変動にマテリアリティがなく、重要な環境課題にはならないように見えます。しかし、投融資を通じて間接的に温室効果ガス排出量の多い事業者を支援する可能性があるため、気候変動のマテリアリティを判断する際には注意深く検討しなければなりません。
- ✓ このように、事業者が重要な環境課題の特定を適切な方法で実施しなければ、環境報告の目的は達成されません。事業活動の環境に与える影響についてマテリアリティを判断する作業は、事業活動の業種的な区分や規模だけで判断するのではなく、バリューチェーン全体を対象に事業活動が環境に与える実質的な影響をよく考慮する必要があります。

図表 3 重要な環境課題の特定方法



## (2) 用語解説

- ✓ **重要性 (materiality) :**  
元々は財務報告において使われている用語。ある情報の脱漏または誤表示によって、財務報告の主要な利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合、その情報には重要性があるとされる。
- ✓ **報告・行動枠組み :**  
報告枠組みとは、事業者による非財務情報開示や統合報告の手引きを示すもので、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) の「GRI スタンダード」、国際統合報告評議会 (IIRC) の「国際統合報告フレームワーク」、経済産業省の「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンスーESG・非財務情報と無形資産投資ー (価値協創ガイダンス)」等が該当する。一方、行動枠組みとは、事業者の社会的責任に関する取組について手引きを示すもので、ISO 26000 等が該当する。
- ✓ **重要な環境課題 :**  
事業者の事業活動が、直接的 (事業者の自社グループ) ・間接的 (バリューチェーンの上流や下流) に環境へ「重大な(significant)」影響を与えている課題。事業者が持続可能な社会において、短・中・長期にわたり成長しようとするならば、対処すべきもの。
- ✓ **情報の品質特性 :**  
高品質な環境報告を行うための前提条件として、環境報告で開示する情報が具備すべき特性。環境報告で開示する情報は、少なくとも「目的適合性のある情報」と「忠実に表現する情報」でなければならない。
- ✓ **目的適合性 (relevance) :**  
環境報告の利用者の意思決定に影響を与える可能性があるという情報特性。

### (3) マテリアリティ判断の実施手順例

- ✓ 具体的なマテリアリティ判断は、下記のような手順で実施することが考えられますが、合理的であれば、下記以外の手順を用いることにまったく問題はありません。
- ✓ ただし、下記以外の手順であっても、ステークホルダーとのエンゲージメントを行い、ガバナンスや内部統制が有効な社内決定プロセスを経ることがマテリアリティ判断には必要です。

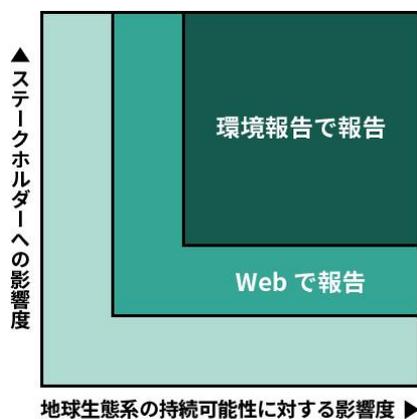
#### 1) 環境課題をリストアップする

- ✓ まず、自社に関連する社内外の環境課題をリストアップします。リストアップを行うにあたっては、①国際的な報告・行動枠組み（例えば、ISO 26000 や GRI スタンダード等）や法規制・政策動向（例えば、持続可能な開発目標（SDGs）等）、②自社の事業活動によって生じている環境負荷、③ステークホルダーの関心や期待を考慮します。
- ✓ また、事業者の自社グループの範囲内だけではなく、バリューチェーン全体を考慮した上でリストアップを行います。

#### 2) 判断基準によって環境課題を評価する

- ✓ 次に、リストアップした環境課題のマテリアリティを評価します。ある環境課題のマテリアリティが「一定の水準」に達しているかどうかを判断する際によく使われる基準として、「ステークホルダーに対する影響度」と「持続可能性に対する影響度」があります。

図表 4 マテリアリティの判断基準例



- ✓ 「ステークホルダーに対する影響度」とは、①「その環境課題に対するステークホルダーの関心度」、②「その環境課題に関する情報がステークホルダーの意思決定に与える影響度」を意味しています。ステークホルダーには、投資家だけではなく、従業員、従業員以外の労働者、サプライヤー、社会的弱者、地域コミュニティ、NGOをはじめとする市民社会組織等、幅広い関係者が含まれます。
- ✓ 「持続可能性に対する影響度」とは、「地球生態系の持続可能性に対する影響度」を意味しています。すなわち、「影響を与える側」の視点に立った判断基準です。実務においては、「自社に対する影響度」、すなわち「影響を受ける側」の視点に立った判断基準が用いられていることがよくありますが、これは事業者にとって不都合な課題が排除される恐れがあり、マテリアリティの判断基準として望ましくありません。

- ✓ ただし、地球生態系の持続可能性に影響を与えることは、自然災害や資源枯渇等の様々な形で、最終的に自社のビジネスモデルの持続可能性に影響を受けることに繋がり、長期的な視点で見れば、「自社の持続可能性」に収れんすると言えます。

### 3) 閾値によって環境課題を優先付けする

- ✓ 続いて、これらの二軸にマテリアリティの境界（閾値）を設定し、対応の優先順位付けをすることで、マテリアリティのある環境課題を特定します。この閾値に絶対的なものではなく、事業者が任意に決定することができます。

### 4) 判断結果の妥当性を確認する

- ✓ マテリアリティ判断は事業者が組織として実施する行為であるため、その責任が適切に果たされるよう、ガバナンスや内部統制が有効な社内決定プロセス（例：CSR 委員会による取締役会への報告）を通じて、判断結果の承認を得ます。
- ✓ また、幅広いステークホルダーへの配慮（ステークホルダーエンゲージメント）を通じて、マテリアリティ判断結果の妥当性を確認します。そうすることで、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築き、より適切なマテリアリティ判断を行うことができます。

図表 5 マテリアリティ判断の実施手順例



#### (4) 参照できる文献類

- CDSB（気候変動開示基準委員会）「CDSB Framework for reporting environmental information, natural capital and associated business impacts (April 2018)」
  - P1 関連性と重要性
- EU（欧州連合）「非財務報告ガイドライン（2017/C215/01）」
  - 3.1 マテリアルな情報の開示
- GRI（グローバル・レポーティング・イニシアチブ）「GRIスタンダード」
  - GRI 101：基礎 2016
  - GRI 103：マネジメント手法 2016
- IIRC（国際統合報告理事会）「国際統合報告フレームワーク」
  - 3D 重要性（Materiality）、4 作成と表示の基礎
- ISO（国際標準化機構）「ISO 26000: 2010（JIS Z 26000:2012） 社会的責任に関する手引」
  - 7.3.2.2 重要性の判断
- SASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）「Conceptual Framework」
- SEC（米国証券取引委員会）「Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change (2010)」